

令和4（2022）年度 おきなわアジェンダ21 県民会議

NPO 等環境ボランティア活動支援事業（簡易版） 応募要領

おきなわアジェンダ 21 県民会議は、環境保全団体等が実施する環境保全活動を支援します。
この要領は、NPO 等環境ボランティア活動支援事業の 簡易版 です。

1. 支援対象事業	<p>沖縄県内における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸、河川、山林、地域での清掃・美化・緑化活動 ・環境保全の為 <p>のセミナー・ワークショップ・講演会等の開催・ 環境教育・地球温暖化対策（緩和策・適応策）・自然観察会・調査、 サンゴ礁の保全活動など</p>
2. 支援金額	<p>1 団体又は個人が実施する環境保全活動 1 件につき 5,000 円以内 （5,000 円未満の場合、実費精算）（採択数：20 件程度） （1 団体又は個人につき年度内 2 回まで申請可能） 例）同じ団体又は個人が 12 月に講演会、1 月に清掃活動を予定し ている場合、各活動 5,000 円上限で申請可能。</p>
3. 支援対象経費 ※対象経費内容表を ご参照ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・講師等謝金、旅費（活動に不可欠なものに限る。） ・会議室使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費、消耗品 ・ボランティア保険料（保険加入を推奨します。） ・機械借料、燃料費 ・活動時の食糧費（土産代、通常の会議時茶菓子代を除く） ・他、活動に必要な経費
4. 支援対象事業の活 動実施期間	<p>令和 4 年 4 月 1 日（木）から令和 5 年 3 月 5 日（日）まで ※4月 1 日から遡及して適応する。</p>
5. (1) 支援対象	<p>(1) 支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おきなわアジェンダ 21 県民会議構成団体（員）、NPO、学校・地 域・PTA 等で行う環境教育・環境保全活動、環境カウンセラー、沖縄 県地球温暖化防止活動推進員等。 ・上記構成団体（員）以外の団体・個人
(2) 採択要件	<p>(2) 採択要件</p> <p>対象となる支援活動は、次の条件を満たしているものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 営利を目的とした活動ではないこと ② 宗教活動や政治活動を目的とした活動ではないこと ③ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対する ことを目的とした活動ではないこと ④ 暴力団による活動ではないこと。暴力団又は暴力団員の統制の下 にある団体による活動ではないこと ⑤ 法令等に違反した活動ではない

	⑥ おきなわアジェンダ 21 県民会議が公募・支援する他の事業（「提案公募型普及啓発事業」「NPO 等環境ボランティア活動支援事業」）に採択された活動ではないこと
6. 募集期間	令和 5 年 2 月 24 日（金）まで（郵送は当日必着） （ただし、予算額に達し次第募集を締切る）
7. 応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募書類に必要事項を記載し、郵送・メール・直接提出にて応募 応募先：〒901-1202 南城市大里字大里 2013 （一財）沖縄県公衆衛生協会内 おきなわアジェンダ 21 県民会議事務局宛 Tel:098-945-2686 Fax:098-945-3973 Mail:info@agenda21.jp ※応募書類等は本県民会議 HP からダウンロード可 https://agenda21.jp/ ・ 応募書類（必須） <ul style="list-style-type: none"> ① 様式 1 申請書 ② 様式 2 NPO 等環境ボランティア活動支援事業（簡易版）の活動等に関する確認書
8. 選考及び採択通知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容や活動状況等を参考に事務局にて書類選考 ・ 採択結果については文書にて通知する
9. 支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動時に「おきなわアジェンダ 2 1 県民会議」の助成であることを提示すること
10. 事業実施報告の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施後、下記の書類を速やかに事務局へ提出すること 令和 5 年 3 月 10 日(金)必着 <ul style="list-style-type: none"> ① 様式 3 実施報告書 ② 様式 4 請求書（精算）
11. 支援金の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払いは精算払いとし、様式 3 の実施報告書及び様式 4 の請求書の受理・確認後、2 週間以内に支払うものとする。 ・ 原則、口座振り込みとする。その振込手数料は事務局が負担する。
12. 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類及び不適格事項が確認された場合は、支払完了後でも返納を求められる場合がある。 ・ 本県民会議は採択事業の実施に対して責任を負わない。安全管理等、応募者の責任で実施すること。 ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意すること。 ・ 他の助成事業（補助金）を活用している場合も可とするが、同一経費に対する重複支援は認めない。